

○旅行命令等の権限の委任について（例規通達）

平成15年4月1日

例規（会）第30号

改正 平成17年4月27日例規（警）第25号

平成25年3月13日例規（会）第14号

平成26年5月23日例規（警）第23号

警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号）第4条第2項の規定により、旅行命令等の権限について下記のとおり委任し、平成15年4月1日から実施することとしたので遺漏のないようにされたい。

なお、「警察庁旅費取扱規則に基づく旅行命令等の権限の再委任について」（平成7年3月31日付け例規（会）第17号）は、平成15年3月31日限り、廃止する。

記

1 次の表の左欄に掲げる者に対する旅行命令の権限は、同表右欄に掲げる者に委任する。

旅行命令を受ける者	受任者
参事官兼首席監察官、理事官及び警察本部の課長（機動捜査隊長、運転免許課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長を除く。）	主管部長
機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署に属する職員（所属長を含む。）	当該所属の長
上記以外の警察本部の課に属する職員（所属長を除く。）	当該所属の長

2 前項の規定にかかわらず、警察学校の学生を命ぜられた職員に対する入校中における旅行命令の権限は、警察学校長に委任する。

3 旅行依頼の権限は、所属長に委任する。

4 前3項の規定により旅行命令及び旅行依頼の権限の委任を受けた主管部長及び所属長は、警察庁旅費取扱規則第4条第4項の規定により、その職務を他の職員に代理させるときは、別記様式により警察本部長に届け出なければならない。